


	学部長	学長
闕 覧		

国外派遣研究員報告書

令和4年9月20日

國學院大學学長 殿

所属・職名 法学部 教授

氏名 平地 秀哉 

令和3年度 国外派遣研究員として実施しました研究について、下記のとおり報告いたします。

記

1 派遣期間 (期間延長のある場合は含めて下さい)

令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで

実際の出国日 3年8月24日 同帰国日 4年9月5日

2 受入先研究機関など

ハワイ大学ロースクール

3 研究目的

アメリカ合衆国諸州の中で最も多様な人種・民族構成を有するハワイ州を拠点に、多様性の確保と公正な競争の均衡の確保を課題とするアメリカ合衆国憲法の平等保護条項の解釈に関して、日本国内では触れることの難しい最新の理論動向や高等教育の場におけるアファーマティブ・アクション等の平等保護を実現する社会的実践に対する評価等を研究する。

4 派遣中の研究概要

派遣期間中の研究は、大きく三つの柱をたてて行った。

第一に、ハワイ大学の受け入れ教員である Mark Levin 教授と相談したうえで、同教授のアメリカ合衆国法システムの講義に参加しつつ、アメリカ合衆国憲法とハワイ州憲法における平等保護の歴史と現状について研究を行った。とりわけ、ネイティブ・ハワイアの歴史と憲法における権利保護に関して重点的に研究を行い、同分野研究の第一人者である、Melody MacKenzie 教授によるゲスト講義は、ポリネシア系民族のハワイ諸島上陸に始まり、ネイティブ・ハワイアンによる所有権概念のない統治システム、その後の欧米人による強引な制度改革とアメリカへの併合、アメリカ連邦制の下でのネイティブ・ハワイアンの法的地位をめぐる諸問題などを詳細に取り上げ、ハワイにおけるネイティブ・ハワイアンの平等を考える上で重要な視点を得ることができた。MacKenzie 教授には、ゲスト講義の後もフォローアップのための個別の意見交換の場を設けていただき、疑問点等について掘り下げることができた。その部分的な成果については、関西大学の木下智史教授の主催する「ポピュリズム憲法学と立憲主義に関する総合的研究」第12回研究会（2021年12月20日開催）において、「ハワイアンの権利について」と題して日本国内の研究者・実務家に向けて報告を行った。

第二に、同じく Levin 教授による日本法の講義に参加しつつ、日本におけるジェンダー平等などの憲法的課題をアメリカ合衆国の法的視点から評価するという、日本国内におけるアメリカ法研究とは真逆の視点から、日米双方の平等をめぐる現状と課題を認識する研究を行った。とりわけ、ハワイ州出身者、アメリカ本土出身者、ヨーロッパ出身者、アジア・オセアニア諸国出身者など、きわめて多様なバックグラウンドを持つ他の受講学生による日本法のトピックの選択の視点や、それに対する評価などについて意見交換することで、日本国内にとどまる限り認識しえないような課題を認識することが可能となり、極めて有効な研究課題を得ることができた。たとえば、派遣研究期間中に勃発したロシアのウクライナ侵攻にともなうウクライナ国民の日本受け入れにより浮き彫りとなった日本の移民政策の間口の狭さが議論となり、また日本の労働や政治の場における女性進出の過小問題や相次ぐセクシャルハラスメント事案については、憲法で平等が保護されているにもかかわらず、なぜジェンダー不平等が改善されないのかといった、他国の視点から見ればもっともな疑問が指摘され、やや政治的な観点も含めて議論がなされ、日本法制の特異性を改めて認識することができた。

4 派遣中の研究概要（続）

第三に、ハワイ大学の憲法学教授である、Avi Soifer 教授による、平等保護条項をテーマとする講義に参加し、奴隷廃止条項や平等保護条項に関するそれらの条項が制定された直後から現代にいたるまでの主要な判例を読み、その意味について参加者とともに意見交換を行った。そこでは、歴史的に著名な判決について、憲法解釈よりも制定法解釈のレベル・あるいは連邦ではなく州レベルでの解決が図られるべきであるといった視点や、あまり用いられたことのないマイナーな解釈手法であっても下級審レベルでは定着がみられるといった、日本国内のアメリカ法研究における一般的な分析・評価とは異なる視点が多く得られ、自分自身の理解してきた平等保護法理を見直す良い機会となった。また、現在連邦最高裁判所で審理中である、ハーバード大学とノースカロライナ大学における大学入学に関するアファーマティブ・アクション計画の合憲性をめぐる訴訟の下級審判決を取り上げ、憲法上の平等の要請にかなう公正な競争とはいかなるものかについて、参加者を交えて議論を行った。そこでも、ある人種を優遇することで他の人種に不利益な影響が生じるなど、人種的に多様なアメリカ合衆国ならではの分析の視点を得ることができた。また、同講義の参加者は、過去に奴隷であった祖先をもつ人、ネイティブ・ハワイアン系の血統の人、本土のネイティブ・アメリカンの部族の血統を有する人、ハワイの離島出身の人、軍人の親を持ち日本で生活したことのある人など、様々な背景を持つ多様な人々から構成されていることから、毎回の講義や講義外の交流において、各人の経験などに根差した多様な意見に触れることができ、人種的に多様なハワイ大学ならではの貴重な意見に数多く触れることができた。

5 その他の活動

派遣研究期間中、ハワイ大学日本研究センターに客員メンバーとして参加した。

2021年10月21日、テネシー大学法学部の Teri Baxter 教授による、“Considerations and Consequences When State Actors Violate the Constitution”と題するオンライン研究報告会に参加した。

2021年10月25日、アリゾナ大学法学部の Rebecca Tsosie 教授による、“Constitutional Law and Epistemic Justice”と題するオンライン研究報告会に参加した。

2022年5月2日、宇賀克也最高裁判所裁判官を招いたオンライン講演会に参加した。

6 今後の研究計画

派遣研究により得られた知見を基に、アメリカ合衆国憲法の平等保護条項に関する解釈の在り方を探求し、日本国憲法の解釈への展開可能性を見極める。その研究の部分的な成果として、「平等と自由・再考：平等実現に向けた違憲審査の諸類型」と題した論文を、『人権Ⅰ：立憲主義と憲法学第2巻』（愛敬浩二編、信山社、近刊予定）にて公表する予定である。

また、派遣研究中にふれた、現在進行形でアメリカ連邦最高裁において争われているアファーマティヴ・アクション計画をフォローしつつ、アファーマティヴ・アクションと平等に関する研究を進めていく予定である。

7 感想・所感

コロナ禍での派遣研究であったため、出国・帰国の際にPCR検査を要するなど、金銭的にも、また旅程が不確定になるなど精神的な負担も大きかった。また、ハワイ滞在中も、大学図書館や公共図書館の利用が制限されるなど、研究計画に差し障る制約も多かった。

加えて、世界的な物価高騰と円安の影響で、滞在中の生活の維持に苦勞した。特に、オフ島外のマウイ島で男女平等に関心の高い弁護士と知り合う機会があり、マウイ島に調査に向かう計画を立てようとしたが、ホテル代が極めて高く、断念せざるを得なかった。ハワイのような観光地における派遣研究の困難さを実感した。